

## 鹿児島大学教育学部研究紀要に係る投稿要領

令和4年3月15日

学部長裁定

### (趣旨)

第1 この要領は、鹿児島大学教育学部研究紀要編集委員会規則（令和3年教規則第1号）第7条に規定される鹿児島大学教育学部研究紀要（以下「紀要」という。）について、必要な事項を定める。

### (投稿資格)

第2 単著者及び共著の筆頭著者として投稿することができる者は、次のとおりとする。

なお、教育実践編の場合、研究協力員等については鹿児島大学法文教育学域教育学系（以下「教育学系」という。）専任教員との共同執筆に限る。

- (1) 教育学系の専任教員
- (2) 鹿児島大学教育学部（以下「教育学部」という。）及び教育学研究科の特任教員
- (3) 教育学部附属学校（園）及び代用附属学校の教員
- (4) その他、教育学部研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

### (内容)

第3 紀要は、人文・社会科学編、自然科学編、教育科学編及び教育実践編から成り、内容は原著論文、実践研究、事例報告、実践報告、研究資料、総説等（以下「論文等」という。）とし、他の刊行物に発表していないものに限る。

### (発行回数)

第4 紀要の発行回数は、原則として年1回とする。ただし、委員会及び教授会で承認された場合は、この限りではない。

### (著作権等)

第5 紀要に投稿された論文等の著作権は、委員会に帰属する。

- 2 投稿者が、紀要に投稿された論文等を学術教育目的で使用する場合、教育学部及び委員会の許諾は要しない。
- 3 紀要の投稿申込みをもって、電子化公開についての承諾を得たものとする。
- 4 紀要に掲載された論文等は、鹿児島大学リポジトリ及び国立情報学研究所データベースに登録し公開する。

### (経費)

第6 原則として投稿者の費用負担はないが、抜刷の必要等がある場合には、この限りではない。

### (投稿方法)

第7 紀要の投稿者は、次に掲げる書類を定められた期日までに、委員会へ提出しなければならない。

- (1) 投稿予定申込書及び投稿申込書
- (2) 電子化原稿を印刷した紙媒体の原稿

- (3) 前2号を保存した電子媒体 (CD-R、USBフラッシュメモリ等)
- (4) 提出書類チェック表
- 2 前項第3号には、原稿中の図、表、写真等の個別データを併せて保存し、また、筆頭著者氏名、OSの種類、掲載を希望する冊子名及びワープロソフト名称 (バージョンを含む。) を記載したラベルを貼付する。  
(原稿作成上の注意)
- 第8 電子化原稿については、別途定めた様式に従って作成し、図、表、写真等を含めて、PDF形式、又はこれに準拠するもので記録する。
- 2 委員会が受理した後の原稿の書き換えは認められないことから、投稿者の責任において完全を期する。
- 3 原則として校正は2校までとするが、投稿者の責任により校正作業が遅延した場合には、それを保証しない。
- 4 原稿中における引用・参考文献の書式については、関連学会の機関紙等に従うこととする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学教育学部研究紀要投稿規定及び鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要編集規程は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年10月17日から実施する。